

## 大竹市特定不妊治療費助成事業申請に係る提出書類について

○夫婦の前年の所得の合計額(1月から5月までの申請については、前々年の所得)が730万円未満の場合○

**【提出書類】**

- 大竹市特定不妊治療費助成事業申請書(様式第1号)
- 不妊治療事業申請に係る証明書の原本又は写し(広島県統一様式)
- 医療機関発行の領収書の写し、院外処方薬の薬局の領収書の写し ※日付順にコピーをしたものをご持参ください
- 住民票  
(原本・世帯員全員記載、申請日の3か月以内に発行されたもの、夫婦別世帯の場合は、夫婦それぞれ1部ずつ)
- 広島県の不妊治療支援事業の承認決定通知書の写し ※受理後1か月以内
- 通帳等振込先が確認できるもの(通帳など)

○夫婦の前年の所得の合計額(1月から5月までの申請については、前々年の所得)が730万円以上の場合○

**【提出書類】**

- 大竹市特定不妊治療費助成事業申請書(様式第1号)
- 不妊治療事業申請に係る証明書の原本又は写し(広島県統一様式)
- 医療機関発行の領収書の写し、院外処方薬の薬局の領収書の写し ※日付順にコピーをしたものをご持参ください
- 住民票 ※下表参照  
(原本・世帯員全員記載、申請日の3か月以内に発行されたもの、夫婦別世帯の場合は、夫婦それぞれ1部ずつ)
- 戸籍謄本(初回申請時のみ) ※下表参照
- 夫婦それぞれの所得証明書(児童手当法施行令による控除額が確認できるもの)  
(※課税証明書は可、源泉徴収票は不可)  
※1月から5月までの申請については、前々年の所得を、6月から12月までの申請については、前年の所得基準とする)
- 通帳等振込先が確認できるもの(通帳など)

※ この事業は「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(いわゆるマイナンバー法)の対象外事務です。

添付書類は、すべて個人番号(マイナンバー)の記載のないものをご用意ください。

※ 住民票及び戸籍は3か月以内に発行されたものを添付してください。

### 住所及び夫婦であることを確認するための書類

種別	添付書類
夫及び妻が日本国籍を有し、かつ同一世帯に属する場合	夫及び妻が世帯主の場合 ・世帯全員の住民票(続柄の記載のあるもの) ・ <u>戸籍謄本(初めて申請される方)</u>
	夫及び妻が世帯主でない場合 ・世帯全員の住民票(続柄の記載のあるもの) ・戸籍謄本(配偶者の兄弟姉妹が同居している等の理由で、上記世帯全員の住民票では夫婦であることが確認できない場合のみ)
夫及び妻が日本国籍を有し、かつ、別世帯に属する場合	・夫及び妻の住民票 ・戸籍謄本
夫又は妻のいずれか一方が外国人である場合	・世帯全員の住民票 ・日本国籍を持つ配偶者の戸籍抄本
夫及び妻が外国人である場合	・世帯全員の住民票 ・婚姻の届書の受理証明書又は記載事項証明書